

## 第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめを防止する基本的な方向性

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 「いじめが起きにくい学校風土づくり」

全職員が人権意識をもって、児童の支援・指導を行う。児童の些細な変化を見逃さずに、すぐに対応しようとする職員集団の意識を高める。

児童一人ひとりがいじめを許さない気持ちを強くもつことができる学校風土づくりを進める。トラブルが起こることも含めて「集団というものを受け入れること」「トラブルを回避するためには自分はどうすべきかに気づくこと」「集団内の他者から認められる喜びに気づくこと」「最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること」などを児童が感じられる集団体験を意図的に設定していくことで、いじめに向かわない児童の育成に努める。

##### イ 「児童の居場所づくり」

児童だれもが安心して参加できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを進める。過度な「競争的価値観」を減らすとともに、授業についていけない児童や行事に参加できない児童に対して積極的にかかわり、どの児童も落ち着いて生活できる場所をつくり出す。

##### ウ 「自己有用感の醸成」

授業や行事、異学年交流の中で、すべての児童が活躍できる場面をつくり出し、他者とのかかわりの中で絆づくりを進める。また、自主的に取り組む活動を充実させ、児童が他者から認められている、誰かの役にたっているという自己有用感が高められるようにする。

#### (2) 早期発見・早期対応

##### ア 「いじめを見逃さないための体制強化」

児童の小さな変化や学級の状況を捉えるために、教職員による日頃の観察、定期的に児童のアンケートや教育相談を行う。児童についての情報を教職員で迅速に共有する。

##### イ 「教育相談体制の充実」

児童の悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを行う。スクールカウンセラーや相談機関等の活用について児童・保護者へ周知し、相談しやすい体制づくりを進める。

#### (3) 適切な対処・措置

##### ア 「児童・保護者との信頼関係の確立」

学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識をもち、家庭訪問等により直接保護者に正確な事実を伝え、問題解決に向けた学校の方針や具体的な取組などについて相談し、協働して取り組む。

いじめられている児童を守ることを第一に考えて対応を進める。

##### イ 「関係機関との連携強化」

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を強化する。また、学校の指導に加えて、児童の健全育成のために必要であれば、学校警察連携制度を活用し、警察と連携し対応を進める。

## 第2章 組織の設置及び組織的な取組

### 1 組織の構成と役割

#### (1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、関係する担任の構成メンバーで、事実確認したことの共通理解を行い、今後の方針・対応を検討する。

## (2) 対策チーム

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、関係する担任、学年主任、学年職員（必要に応じて、コーディネーター・養護教諭）等でその事案に応じて編成する。

役割分担（情報収集、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にして、今後の対応を進める。

## (3) 教務会

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任の構成メンバーで、全学年で対応すべきことについて共通理解を図る。

## (4) 勇気部会（児童指導・人権福祉・特別支援教育・国際理解）

教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、各学年の勇気部会の構成メンバーで、各学年の児童の様子について共通理解を図る。

※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

（資料1参照）

## 2 年間計画

月	活動内容	年間を通して行うこと
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>前担任と現担任の要支援・配慮児童についての引継ぎ</li> <li>配慮を要する児童についての理解(学年研等で)</li> <li>全職員で「学校のきまり」「スタンダード」の読み合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校と児童生徒指導部会にて情報交換</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「器物破損の弁済システム」、「いじめ防止基本方針」について保護者に周知(学校教育説明会)</li> <li>前期教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内外巡回</li> <li>カウンセラーとの情報交換</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育支援計画・指導計画の作成</li> <li>「Y-P アセスメント」の実施</li> <li>「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施</li> <li>教育相談の実施(学習支援等)</li> <li>携帯電話・スマートフォンのマナー教室</li> <li>必要があればコンサルテーション(北部地域療育センター職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所、区子ども家庭支援課、警察との情報交換</li> <li>児童理解研修(年4回)</li> </ul>
7・8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門機関による発達障害等への理解研修</li> <li>夏休み前までの振り返り</li> <li>横浜子ども会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流委員会(年3回)</li> <li>校内委員会(年3回)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期支援児童の成果と課題(担任・特別支援担当)</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期の支援の確認</li> <li>後期教育相談の実施</li> <li>個別の教育支援計画の見直し</li> <li>個別の指導計画の成果と見直し・修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会(毎月)</li> <li>いじめ防止研修(毎月)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に関するアンケートの実施・集約</li> <li>必要があればコンサルテーション(北部地域療育センター職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート(必要に応じて)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間での全校一斉の取り組み</li> <li>いじめアンケートの実施・集約</li> <li>代表委員会による「いじめ防止」のための取組・全校への呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会(年4回)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルテーション(北部地域療育センター職員)</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年末支援児童の成果と課題(担任・特別支援担当)</li> <li>今年度の反省(各学年より)</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>引継ぎ資料準備(各担任)</li> </ul>	

## 第3章 いじめ防止及び早期発見のための取組

### 1 いじめ防止への取組

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることできるように支援する。

(具体的取組)

- ・人権教育年間計画に豊かな心の育成のための教育プログラムを位置づける。
- ・「Y-P アセスメント」や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用して、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・「特別の教科 道徳」において、児童に自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育めるようにする。
- ・いじめについて全児童が考え、クラスでの話し合い、代表委員会での話し合いの場を設定し、児童が「いじめ防止」について発信できるようにする。

## 2 いじめの早期発見

全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。

(具体的取組)

- ・いじめのサインを見逃さないために、全教職員の児童の見守り、迅速な情報の共有を行う。
- ・生活に関するアンケートやいじめ解決アンケート調査の実施（年4回）、教育相談（随時）の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

## 3 いじめに対する措置

いじめの発見・相談・通報を受けた場合のみならず、定期的にいじめ防止対策委員会を開催し、速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(具体的取組)

- ・被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導又は支援を行う。
- ・解決が困難な問題については、ケースカンファレンス等を行い、校長をリーダーに組織として対応を進める。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合には、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

※これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 4 いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

○いじめの行為が少なくとも3ヵ月（目安）止んでいること。

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童や保護者との面談等を行い、心身の苦痛を感じていないかを確認する。
- ・校内のいじめ防止対策委員会で情報共有、今後の見守り体制の確認をする。

## 5 研修

教職員に対して、いじめを防止に取り組むことへの重要性に関する理解を深めるため、いじめへの対応に係る教員の資質向上のための研修を行う。

(具体的取組)

- ・「いじめの定義の理解」に関して研修を行い、教職員への理解を徹底する。
- ・教職員向けの手引を活用して、いじめ防止、対応に向けた校内研修を行う。
- ・様々な児童の特性を理解できるよう、定期的に児童理解研修を行う。
- ・児童の特性を捉え適切な支援を行うための特別支援教育に関する研修を行う。
- ・職員会議や校内委員会を活用し、具体的な取り組みについて共通理解したり、事案について検討したりすることにより職員一人ひとりが迅速に、的確に対応できるようにする。

## 6 学校運営協議会等の活用

いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを進める。

(具体的取組)

- ・いじめに対する取組等を学校説明会や教育活動報告会で発信する。また、懇談会等で保護者と共有したり、学校運営協議会や地区懇談会等において地域等と共有したりして対応を進める。

## 7 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う（PDCA）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

# 第4章 重大事態への対処

## 1 重大事態の報告

学校は、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等にあたる。重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

児童・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

## 2 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

再発防止も視点において「調査」を実施する。

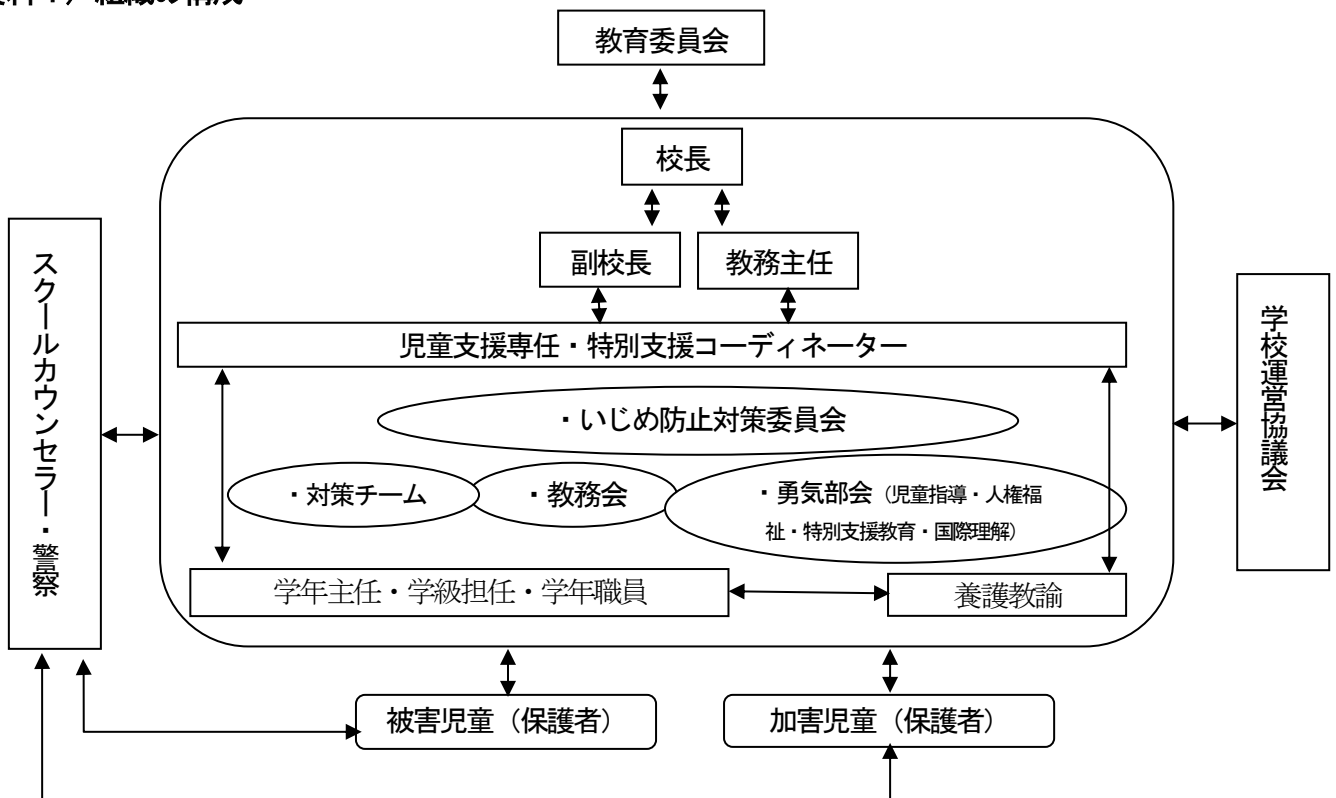
## 3 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

# 第5章 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

## (資料1) 組織の構成



※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、心理や福祉等の専門家の参加を求める。